

令和6年度

JA北びわこ適正農業規範(GAP)

実践のすすめ



〒529-0342 滋賀県長浜市湖北高田町753-2 ☎0749(78)2400



北びわこ農業協同組合

一 目 次

1 JA 北びわこ適正農業規範（GAP）	2
2 適正農業規範（GAP）とは	3
3 JA 北びわこ適正農業規範（GAP）の取組方法	5
4 実践点検項目の解説	
(1) 農産物の安全性・品質向上	7
(2) 環境への配慮	16
(3) 労働安全の向上	21
(4) 人権保護	24
(5) 農場経営管理	26
5 令和6年産（水稻・麦・大豆） JA 北びわこ適正農業規範（GAP）実践点検シート 水稻・麦・大豆	29



JA北びわこ適正農業規範(GAP)

「適正農業規範」とは、農作業のあらゆる場面でどのような危険が潜み、もし事故が起こればどのような影響が出るかを認識し、それを回避するためにはどのように行動すべきかを明記したものを「適正農業規範」(GAP)と言います。

皆様の生産・出荷した農産物が、もし仮に我々が原因でない事件、事故に巻き込まれた場合、「我々の農産物は安全である」という無実の証明を合理的かつ明確に証明することが求められます。無実を証明する方法として「生産履歴」と「適正農業規範」(GAP)を確実に実践することが大切です。

また、消費者の安心を担保する取り組みとして「適正農業規範」の実践はとても有効な手段の一つと考えています。

さらに、「適正農業規範」に基づいてチェックリストを作成し情報を分析することにより、自分たちの弱点が見えてきます。その弱点を克服するための新たな規範を作成し、さらに安全な農業を高めていきます。「適正農業規範」は生き物のように、取り組む我々と共に変化していくものです。

JA北びわこでは、これからも「適正農業規範」(GAP)の実践を通して「安全な農産物づくり」を実現し、「安心を食卓に届ける」運動を展開していきます。

実践点検シートの記入方法

1. 記入は、生産者自らがそれぞれの点検項目の判定を行って下さい。
 - 全ての栽培品種・圃場で実践している 「○」
 - 一部の栽培品種・圃場で実践している 「△」
 - 全く実践できていない 「×」
2. 該当のない点検項目（していない作業など）は、判定欄に「－」を記入して下さい。
3. 「△」、「×」の項目は、確実に実践できるよう翌年に向けて改善事項を記入して下さい。



適正農業規範(GAP)とは

適正農業規範(GAP※)の目的

近年、食品の安全や環境保全に対する消費者の意識が高くなっており、農業の生産・流通場面においても、より一層安全・安心を確保するための取り組みを行うことが求められています。また、生産物や場周辺の環境の汚染、農作業事故など様々な危険があります。

普段の農作業について一つ一つ点検し農業生産にともなう危険をできるだけ少なくすること（リスク管理）でこれらの事故の発生を防ぐのがGAPの取り組みです。

※ GAP : (Good (良い) Agricultural (農業の) Practice (実践))

品質向上と顧客の信頼確保のために

■GAP (ギャップ) とは

GAPとは、農産物生産の準備から出荷にいたるすべての作業内容を見つめ直し、リスク（危害や事故が起きる恐れ）があれば、それを回避するための対策（改善）を立て実践することです。

■GAPに取り組むと、どうなるの？

リスクを回避するための実践を繰り返し行うことで、
農産物の安全性
琵琶湖等の環境保全
労働安全の確保と人権（労働者）の保護
農場経営の改善
実需者および消費者の信頼
などの確保につながり、農業経営の改善や効率化に繋がっていくことができます。

■あらゆるリスクとは

農産物の安全性にかかわるリスクには、
農薬残留
異物混入
病原微生物
琵琶湖等環境への負荷 などがあります。

これまでに出荷した農産物に問題がなかったとしても、今後にそういうリスクを確実に回避することが大切です。また、問題が発生した時に、すぐに原因を究明できるようにすることで**消費者や取引先からの信頼**が得られます。

GAPの導入手順

GAPに取り組む手順としては、農産物の安全性・品質の向上、琵琶湖等の環境保全、労働安全の確保、人権の保護、経営の改善など目的に応じて、農業生産活動にかかる全ての作業を点検し、リスクを知ります。その上で①計画を立てる、②実践する、③点検・評価する、④改善する、という一連の作業を繰り返し行うことで（GAPの改善サイクル）、生産工程全体を管理し、良い農業を実践していきます。



滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
GAP 品質向上と顧客の信頼確保のために 資料より抜粋

JA北びわこ適正農業規範(GAP)の取組方法

1. リスクを知る

注意すべき点や対応方法は、対象となる作物の種類、農場など立地条件ごとに異なりますので、隣接するほ場や周辺環境などの状況等をふまえて、農業生産活動にかかる全ての作業を点検し、「起こるかもしれない」リスクを書き出してみましょう。

2. 作業計画をたてる

チェックシートの内容を読み、具体的に何をすべきか確認した上で、自分の農作業の計画を立てましょう。

また、その他にも取り組むべき項目や内容があれば、チェックシートに付け加えていきましょう。

3. 実践する

(1) チェックシートの内容の実践

作業計画に沿って実施し、チェックシートの内容を実践するよう努めましょう。

(2) 生産履歴の記帳

各作業が終了するごとに、農薬や肥料、作業内容について、自分が「いつ」、「どのような資材を使ったのか」、「どのような作業をしたのか」など、あとで確認できるよう、栽培管理記録簿（作業日誌等）にしっかり記帳しましょう。

(3) 証拠書類等の保存

栽培記録簿（作業日誌等）や購入伝票など証拠となる書類は大切に保存しましょう。



4. 点検・評価する

- (1) チェックシートの記入
一作（または 1 年の作業）が終わったら、記帳した栽培管理記録簿（作業日誌等）を見ながら取り組んだ内容を点検し、チェックシートに記入します。
- (2) 取組の評価
チェック欄に○のつかない項目はありますか？
○のつかなかった項目については、なぜ取り組むことができなかったのか、改善点を考えてみましょう。

5. 作業計画の見直し・改善

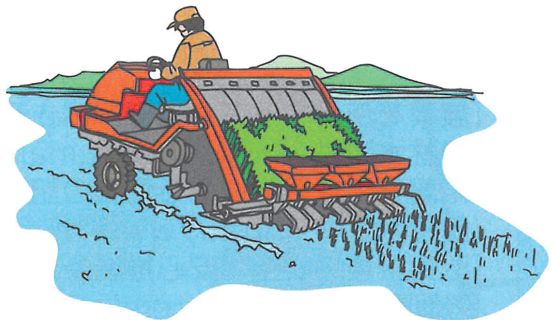
- (1) 作業計画の見直し・改善
取組の点検・評価で見つけた改善点について、次の作付けでは実行できるよう作業計画や方法を見直しましょう。
- (2) 次作での実行
次回の作付けでは、○がつかなかった項目（改善点）について意識して取組み、チェック欄の○を増やしていきましょう。

チェックシートや栽培履歴を記帳しただけでは、
GAP の取組とは言えません。
チェックシートに「○」の付かなかった項目を
次回の作付けで「○」がつくよう改善していくことが
GAP の取組みです。

実践点検項目の解説

(1) 農産物の安全性・品質の向上

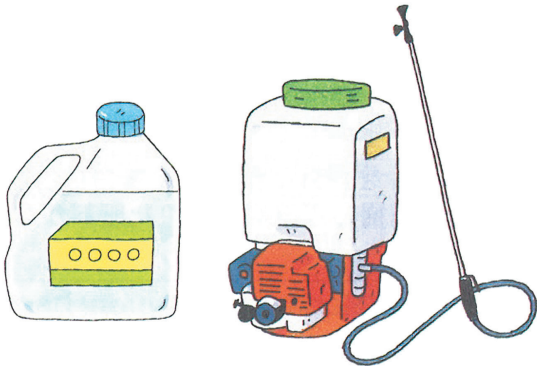
目 的	生産基準に基づく農産物の栽培		
点検項目	1	☐	農産物を出荷契約する組合員は、JA の生産基準に基づき生産計画を作成しましょう。
	2	☐	生産計画には、次の事項を明記しましょう。 ①栽培責任者、②品目、③圃場、④面積、⑤農薬の使用計画、 ⑥肥料の使用計画、⑦作業計画、⑧収穫見込量、⑨環境配慮技術
	3	☐	農薬の使用計画には、次の事項を明記しましょう。 ①農薬の商品名、②農薬の成分名と成分数、③使用時期、④使用目的、 ⑤希釈倍数又は使用量
	4	☐	肥料の使用計画には、次の事項を明記しましょう。 ①肥料の名称、②窒素成分、③使用量、④窒素数量、⑤使用時期
	5	☐	農地の管理は、次の事項を明記した圃場台帳を作成し適正に管理しましょう。 ①地名地番、②耕地面積、③作物名・品種名、④圃場位置図
	6	☐	播種、田植、防除、施肥、収穫、調整等の農産物の生産工程に直接関わる作業を他の者に委託する場合は、委託先の適正農業規範の実践を確認しましょう。
説 明			
○「北びわこ生産基準米」に取り組む際の基礎的な情報として、 生産計画（農薬使用計画・肥料使用計画・作業計画等）、ほ場台帳、ほ場位置図等を作成し保存しましょう。			
○ 肥料を過剰に投入すると、余剰な成分が流れ出し、地下水や河川を汚染する原因となります。 必要な肥料を必要な分だけ施用することで、環境負荷を低減するだけでなく、コストの削減にもつながります。			
○生産基準米以外の水稻作付、麦、大豆についても同様に記録し保存しましょう。			



目 的 記録・帳票類を整備し、出荷した農産物の履歴の整備		
点検項目	7	☐ 適正農業規範で規定する記録・帳票類は、常に確認できる状態で5年間保管しましょう。
	8	☐ 肥料、農薬など購入資材の購入伝票を整理して保管しましょう。
	9	☐ 次の事項を明記した生産記録を作成しましょう。 ①栽培責任者、②生産記録番号、③品目、④圃場、⑤面積、⑥農薬の使用記録、⑦肥料の使用記録、⑧作業記録、⑨収穫量、⑩環境配慮技術の実施日
	10	☐ 農薬の使用後は、速やかに次の項目を明記した使用記録を作成しましょう。 ①使用した年月日、②天候（風の様子）、③使用農薬名、④散布圃場、⑤散布量、⑥希釈倍数と使用量、⑦使用方法（散布器具名等）
	11	☐ 肥料の使用後は、速やかに次の事項を明記した使用記録を作成しましょう。 ①施肥した場所、②施肥した日、③施肥した肥料の名称、④施肥量
	12	☐ 収穫した農産物は、次の事柄を記録し品質ごとに区分して収穫後に履歴が確認できるようにしましょう。 ①ロット番号、②品種・品目、③収穫日、④収穫量、⑤収穫した圃場、⑥生産記録番号（ロット番号）
	13	☐ 調整した製品は、次の事柄を記録し区分して管理し出荷後に履歴が確認できるようにしましょう。 ①ロット番号、②品種・品目、③収穫ロット番号、④製品数量
	14	☐ 種子を購入した場合は、種子の保証票を整理して保管しましょう。
	15	☐ 苗を購入した場合は、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数が記載された証明書を整理して保管しましょう。
説 明		
○農業生産に伴う記録を残しておくことは、 自らの安全・安心な生産の取り組みの証明となります。		
○農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票を残しておくことは、後の点検に役立てたり、他者からの説明の求めに対しての証明にもなり、税務申告上も必要となります。 肥料や農薬の使用状況など栽培履歴の記帳を行うとともに、購入伝票を保管しておきましょう。		
○「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」においては、 米穀等の取引等の記録の作成・保存が義務づけられています。 取引の記録は書面等（帳簿など）で作成することとしていますが、実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、必要な事項が記載されていれば、それを保存しておくことで記録の義務を果たしたことになります。		
参考情報		
「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の策定について」 （農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/ ）		
「農薬取締法について」 （農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/ ）		
「お米の流通に関する制度 米トレーサビリティ法の概要」 （農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/index.html ）		
「滋賀県食の安全・安心推進条例」 （滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000570.html ）		

目 的 農地の安全性を確認		
点検項目	16	☐ 初めて農産物を栽培する場合は、土壌分析を実施し安全性を確認しましょう。
説 明		
○ほ場の過去の使用履歴や周辺環境を把握し、廃棄物や有害物質等が放置されていないか確認しましょう。また、用水に重金属や化学物質、病原微生物等の農産物に危害を及ぼす要因がないか把握に努めましょう。		

目 的 カドミウムの吸収抑制技術を実施		
点検項目	17	☐ 出穂前後各3週間は水田に常時水を張り（常時湛水）管理をしましょう。
	18	☐ 土壌酸度を適正に保つため土づくり肥料を施用しましょう。
説 明		
○「食品衛生法」の改正により、米に含まれるカドミウム量の基準は、0.4ppm以下です。0.4ppmを超えるカドミウムが含まれる米は、食用として販売が禁止され、廃棄などの処分が必要となります。		
○本県の水田の場合、 水稻の出穂前後各3週間の計6週間の湛水管理 （田に水を張る）や 土づくり肥料の施用 など、適正な栽培管理を行えば、基準を超える米が生産される可能性は低いので、これらを実践に行いましょう。この時期の湛水管理は、胴割米や白未熟粒などの発生を少なくします。また、土づくり肥料（アルカリ資材）の施用もカドミウムの吸収抑制や米の品質向上に効果があります。		
水管理・ほ場管理のイメージ		



目 的 異品種が混入することの防止			
点検項目	19	☐	毎年使用する種子の全てを更新しましょう。
	20	☐	種苗を取扱う場合は、袋などに品種名を明記した札と品種ごとに色や形態の違う袋や容器を使用しましょう。
	21	☐	播種作業する際は、品種間違いが起きないように 1 日 1 品種の播種作業となるよう計画しましょう。
	22	☐	ビニールハウスや水田苗代に苗を並べるときは、品種名を明記した看板を設置し品種ごとに明確に区分しましょう。
説 明 ○種子更新は、品種の特性の維持、農産物の品質向上の観点から重要です。また、消費者や実需者の信頼確保につながるので、保証票などの記録は残しておきましょう。 ○播種作業する際は、品種の間違いがないよう 1 日 1 品種の播種作業となるよう計画しましょう。 参考情報 「大規模乾燥調製施設の設置・運営に当たっての留意事項について」 (農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti_other/pdf/ryui_ziko.pdf)			

目 的 肥料を適正に使用			
点検項目	23	☐	ほ場に未処理の生活排水や生の人糞・家畜糞を使用するのはやめましょう。
	24	☐	普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書を入手する等により安全性を確認しましょう。
	25	☐	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認しましょう。
	26	☐	肥料を保管する場合は、農産物、種苗、包装資材、集積容器、農薬等と接触しないように区分し、水源を汚染しないところで保管しましょう。
説 明 ○ほ場に未処理の生活排水や生の人糞・家畜糞を使用しない。また堆厩肥の管理施設は流出液による水源汚染等を防ぐ処置をとるようにしましょう。 ○肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認しましょう。例えば散布口の詰りがないことなどを確認しましょう。 ○肥料等を野外に保管する場合は、肥料が風雨にさらされないよう覆いをし、まわりをきれいに清掃しごみやこぼれた肥料がないようにしましょう。			

目的

農薬を正しく安全に使用

点検項目

27

☐

農薬を使用する前に、農林水産省の登録番号を確認しましょう。

28

☐

農薬を使用する作業者は、栽培責任者の許可なく農薬を準備・使用しない。

29

☐

農薬を使用する前には、次の事項をラベル等で確認してから使用しましょう。
①使用回数・総使用回数及び使用時期、②最終有効期限、③作物名、適用場所、
④希釈倍数、散布量及び使用量

説明

○農薬登録を受けていない農薬の使用は、「農薬取締法」で禁止されています。使用する前に、農林水産省の登録があることを確認しましょう。

○農薬を効果的に、かつ安全に使用するための基本は、ラベルをよく読んで理解することです。安全な農作物の生産のために、ラベルどおり使用しましょう。

ラベル表示事項の例

表示事項	表示内容	備 考
登録番号	農林水産省に登録されている番号	登録番号のないものは農薬として使用・販売できません。
成分	有効成分の化学名と含有量、その他成分と含有量（通常は含有率％表示）	商品名が異なっても同じ有効成分のものが 있습니다。農薬の有効成分を確認し、使用作物での有効成分の総使用回数を守ることが必要です。
毒物、劇物の表示	毒物及び劇物取締法に基づき、該当するものは下記のように表示されています。 医薬用外毒物 、 医薬用外劇物	毒物、劇物に該当する農薬の購入に当たっては、法律に基づき、譲受書に署名し押印して下さい。
安全使用上の注意	着用すべき防護服、魚介類などに対する注意、輸送、保管・廃棄・使用上の注意など	特に注意を要する事項は、注意喚起マークが表示されています。
最終有効年月	品質を保証する期限	
作物名・適用場所	使用できる作物名 除草剤の一部では、使用できる場所	記載されている以外の作物には使用してはいけません。
希釈倍数、散布量、使用量	希釈倍数、散布量、使用量	表示以上の濃度・量で使用してはいけません。
使用時期、総使用回数	収穫前日数と総使用回数	除草剤等で効果や薬害面から使用時期が制約される場合は、実際に使用できる時期が表示されます。

参考情報

「販売禁止農薬・使用禁止農薬について」
(滋賀県 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/300407.html>)

目 的 農薬を正しく安全に使用（つづき）			
点検項目	30	☐	ノズル・ホース・接合部のチェック等をおこない、試運転を行うことで正確に散布できることを確認しましょう。
	31	☐	農薬散布器具が十分に洗浄されていることを確認しましょう。
	32	☐	農薬は必要な量だけを調合し、調合した薬液は使いきるようにしましょう。
	33	☐	農産物や環境を汚染する恐れのない場所で農薬を調合しましょう。
	34	☐	農薬を調合する場合は、正確に計量できる器具を使用しましょう。
	35	☐	農薬を希釈する場合は、平らな場所で水を計量して行いましょう。
	36	☐	計量カップ等の調合器具は使用後3回以上水ですすぎ、すすいだ水をタンクに戻しましょう。
	37	☐	液状の農薬空容器は、調合する際に水で空容器を5回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水として使用しましょう。
	38	☐	残った薬液は決められた使用量の範囲内で散布むらの調整に使用しましょう。
	39	☐	農薬散布機は使用後速やかに本体、ホース、ノズル、接合部、タンクを洗浄しましょう。
説 明 ○防除器具の不具合は、農薬の過剰吐出など、不適切散布につながるので、正しく動くかどうか点検しましょう。 ○農薬の散布液が余ることのないように、必要な量だけを調整しましょう。同じ農薬でも作物によって使用基準が異なる場合があるので、使用前にはラベルを確認し使用基準を守りましょう。 ○防除器具に残った農薬を誤って別の農作物に散布してしまうことのないよう、防除器具の使用前はタンク、ホース、ノズル等が十分に洗浄されているか確認し、使用後も十分に洗浄しましょう。  参考情報 「農薬コーナー」 (農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html)			

目的 農薬の正しく安全な保管

点検項目

40	☐	農薬を保管する場合は、管理責任者を専任し強固で施錠できる専用の保管庫で保管しましょう。
41	☐	農薬の盗難、誤使用を防止するため、次の事項を明記した管理台帳を作成しましょう。 ①農薬の商品名、②内容量、③入庫日、④最終有効年月、⑤使用した日、⑥使用量
42	☐	農薬は、小分けせず購入したときの容器で保管しましょう。
43	☐	農薬がこぼれて流出しないよう農薬の内容量に合ったトレーに入れて保管しましょう。
44	☐	農薬が誤ってこぼれた場合を想定して、砂・ほうき・ちりとり・ゴミ袋などを準備しましょう。
45	☐	開封した農薬は、中身がこぼれないようにきちんとふたをしましょう。
46	☐	最終有効年月を経過した農薬は、誤って使用しないよう、他の農薬と区分して保管しましょう。

説明

○農薬や肥料、燃料が乱雑に同じ場所で保管されていると、誤使用するリスクが生じます。納屋やハウスなどに放置せず、施錠できる部屋や保管庫に置き、**盗難や誤飲の防止対策**を行いましょう。

○また、毒劇物は、容器・貯蔵場所等へ

医薬用外毒物、**医薬用外劇物**

と表示しましょう。

参考情報

「毒物及び劇物取締法」

(https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000558.html)

目 的 安全で適切な収穫作業			
点検項目	47	☐	収穫作業は適期に行い、品質や栽培方法の違うものは区分して収穫しましょう。
	48	☐	収穫作業で品種が変わる場合は、コンバイン、乾燥機、貯留タンク等を掃除して異品種混入を防止しましょう。
	49	☐	異品種混入防止のため、収穫や袋詰め作業は品種ごとに行い作業が完了するまでは次の品種を収穫しない。
	50	☐	収穫物を輸送する際に荷台に収穫物以外のものを積載する場合は、収穫物と接触しないよう区分しましょう。
説 明 ○品質の低下を防ぐために、収穫時期が遅れないような作業計画を立てましょう。 ○収穫作業で品種が変わる場合は コンバイン、乾燥機、貯留タンク等を掃除して異品種混入を防止しましょう。 ○収穫・調整・運搬に使用する器具類等は使用前に洗浄し、衛生的に保管しましょう。			

目 的 適切な施設での農産物を選別・包装			
点検項目	51	☐	農産物を選別・包装する施設では、次の事項を守りましょう。 ①包装資材を清潔に保管しましょう。 ②作業終了後は速やかに掃除し、常に整理整頓しましょう。 ③掃除用品や潤滑油は農産物と区分して保管しましょう。 ④動物や害虫の進入を防ぎましょう。 ⑤作業場内では、決められた場所以外で喫煙・飲食しない。
	52	☐	計量器が正確に計量することが出来るか、計量法の規定に従い定期検査を受検しましょう。
説 明 ○収穫した農産物が、新鮮で安全な状態で出荷されるよう、調整・出荷・貯蔵工程において適正な衛生管理を行うことが重要です。設備・器具類や作業者の衛生管理はもちろんのこと、作業者の意識向上も図りましょう。 ○出荷に使用する包装容器・資材は直接農産物と接触して使用されていることから、重金属や化学物質等の溶出による汚染がない農産物の安全性を考慮した素材を選ぶとともに、清潔に保管しましょう。 			

目 的 適切な調整作業			
点検項目	53	☐	品質や栽培方法の違うものは区分して調整作業を行い、区分して出荷しましょう。
	54	☐	品種を間違えて袋詰めすることのないよう紙袋等の数量を記録し、品種が変わったら区分して保管する。
説 明 ○倒伏や穂発芽の発生など品質の低下が懸念される場合には、速やかに収穫作業を開始するとともに、被害粉（もしくは被害粒）については、仕分けして乾燥・調整等作業を行います。 ○調整後においても、品種・品質ごとの数量を記録するなど、出荷の際に間違えることがないよう区分して保管しましょう。			

目 的 出荷する製品への異物混入防止			
点検項目	55	☐	調整作業するときは、装身具（時計、指輪、ネックレス、ピアスなど）を外して作業しましょう。
	56	☐	作業服のポケットには、タバコ、ライター、ボールペンなど物を入れて作業しない。
	57	☐	異物が製品に混入しないよう作業施設内や機械周辺を常に掃除しましょう。
	58	☐	蛍光灯などの照明器具が破損し製品に混入しないよう、照明器具や機械の配置に配慮しましょう。
	59	☐	備品（工具や燃料、オイルなど）は、収穫物と区分して決められた位置に保管しましょう。
説 明 ○作業中に喫煙や飲食をしていると、タバコの灰や食べ物の一部が、農産物に混入する可能性があります。また、農業機械のネジや金属片、装飾品等も同様です。異物の混入は、消費者に不快感を与え、クレームに直結する場合がありますので、出荷調整施設等を改善したり、作業上、注意を払うことで、異物混入の防止に努めます。			

目 的 麦類のカビ毒（DON、NIV）汚染の低減			
点検項目	60	☐	麦類の赤かび病の適期防除の実施と適期収穫の励行により汚染を低減しましょう。
	61	☐	水田転作の畑作物の作付地を団地化し、排水対策を徹底しましょう。
説 明 ○麦類は、開花期以降に降雨が多いと、品質低下や収穫量の減少の原因となる赤かび病が発生しやすく、その病原菌が産生するかび毒のデオキシニバレノール（DON）・ニバレノール（NIV）汚染がおこる可能性があります。 ○DON,NIV は加工や調理工程においても完全に除去できないため、生産段階においてその汚染を防止することが重要です。 赤かび病の適期防除の実施や、適期収穫の励行など対策を実施しましょう。			

(2) 環境への配慮

目 的 温室効果ガスの抑制			
点検項目	62	☐	稲わらなどの植物残渣の腐熟促進のため秋季にすき込みましょう。
	63	☐	緑肥を利用し、化成肥料の利用を削減しましょう。
説 明 ○稲わらなどの植物残渣は野焼きせずそのまますき込みましょう。また腐熟促進のため秋期にすき込みを行いましょう。 ○稲わらやたい肥などの有機質資材の施用は、窒素・リン酸等の養分を持続的に供給するために重要な役割を果たすとともに、資源の循環利用を促進します。			

目 的 エネルギー使用量の節減			
点検項目	64	☐	灯油、軽油、ガソリン、電力などのエネルギー使用量を把握し使用エネルギーを節減しましょう。
	65	☐	農業機械の運転は、作業負荷に応じた適正なエンジン回転数で作業しましょう。
	66	☐	オイル、ベルト、チェーン、タイヤの空気圧など、機械を定期点検し整備しましょう。
説 明 ○近年、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が上昇することによる地球温暖化が世界規模で問題となっています。農業生産活動において、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、エネルギーの使用に際してはそれぞれの営農条件において常に節減を心がけることが大切です。 ○農業機械の取扱説明書をよく読んで、日常点検や定期点検を適切に行い、省エネに努めましょう。 取組例 ●動力伝達部 動力伝達部の潤滑油管理が不良だと、動力伝達のロスが増え燃料の無駄遣いになります。ミッションやチェーンケース内のオイル量の点検、チェーン、ベアリングなどの駆動部の注油や点検を実施しましょう。 ●作業時の留意点 必要以上に高いエンジン回転数で作業すると燃費が極端に悪くなります。適正なエンジン回転数で作業しましょう。また、作業中断時のエンジン停止や移動時にはこまめなアクセル操作により無駄な燃費を節減することができます。 参考情報 「農業機械の省エネ利用マニュアル」 (農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/pdf/2011.pdf)			

目 的 濁水の流出の軽減			
点検項目	67	☐	水田に入水する前にあぜ塗り、畦畔の補修、畦畔シートを設置し畦畔からの漏水を防止しましょう。
	68	☐	代かき作業を行う際の入水は必要最小限の浅水で作業しましょう。
	69	☐	田植前に排水口を開放し強制的に落水しない。
	70	☐	水田の入水期間中は畦畔や排水口から漏水がないか確認しましょう。
説 明 ○琵琶湖に流入する汚濁負荷のひとつである水田からの農業濁水を軽減する取組が必要です。 ○あぜ塗りなどの畦畔からの漏水防止対策や浅水代かきの実施、田植前の強制落水を行わないなどの対策を講じ、水田からの農業濁水の流出を防止します。 ○多くの被膜肥料はプラスチック殻で覆われており、肥料成分が溶出した後の被膜殻が水面に浮いて河川や琵琶湖に流れ出る可能性があり、被膜殻の回収など流出防止対策を取る必要があります。 あぜ塗りによる畦畔漏水防止 水田ハローによる浅水代かき 寄せ集まった被膜殻 参考情報 「農業排水対策営農技術集」 (滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/18395.html)			

目 的 周辺環境への農薬のドリフト防止			
点検項目	71	☐	農薬を散布する前には、周辺作物を調査し収穫時期を確認しましょう。
	72	☐	飛散リスクの高い農薬の使用を避けて粒剤、箱施用剤等の薬剤を使用しましょう。
	73	☐	液剤を使用する場合は、飛散低減効果の高い散布機具を使用する。必要な場合は、緩衝地帯や暴風ネットなどを設けましょう。
	74	☐	圃場周辺の生産者や住民に、農薬散布の時期や散布方法等の情報を連絡しましょう。
説 明 ○農薬飛散により、意図しない農薬残留で、農産物が出荷停止になってしまうことが懸念されます。 飛散しにくい散布方法・剤型、風向き・風力に注意するなど、ドリフト対策を行います。 参考情報 「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」 （農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/）			

目 的 農薬が河川や周辺環境へ流出することによる汚染防止			
点検項目	75	☐	農薬の散布機を洗浄する時は、洗浄水が河川など周辺環境を汚染しないよう決められた場所で作業しましょう。
	76	☐	農薬の散布機を洗浄した水は、農薬の使用量の範囲内で散布むらの調整、または自ら管理する場所で農産物や水源に危害がなく、作物を作付することのない場所へしみこませましょう。
	77	☐	水田で農薬を使用したときは1週間は止水し落水やかけ流しをしない。
説 明 ○「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」において、農薬使用者は水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされています。 水田での農薬使用にあたっては、1週間の止水を行い、その間は落水やかけ流しをしないこと。 また、大雨によるオーバーフローが予想される場合は、あらかじめ水位を下げておき、農薬が河川に流れ出ないようにします。 参考情報 「滋賀県農作物病害虫雑草防除基準」 （滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html） 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」 （農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/attach/pdf/index-17.pdf）			

目 的 農薬の使用量の低減			
点検項目	78	☐	斑点米カメムシ類対策として、出穂2～3週間前と出穂期に畦畔の草刈りを行いましょう。
	79	☐	いもち病の発生源となる補植用余剰苗を早期に除去しましょう。
	80	☐	病害虫の発生状況を確認し、農薬の使用と防除方法や適期を判断しましょう。
	81	☐	病気に抵抗性を持つ品種や輪作体系を導入して栽培しましょう。
説 明 ○カメムシは畦畔などのイネ科雑草を好み増殖します。カメムシが水田の中へ侵入する時期はイネの出穂期以降になりますので、イネの出穂2～3週間前と出穂期に畦畔除草を行いましょう。 ○農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見直し、病害虫の発生源となる雑草等の除去や抵抗性品種の導入を行い、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用回数を減らしていくことが大切です。 ○発生予察情報を十分に活用し、農作物の安定生産と品質の向上を図ると同時に、環境にやさしい病害虫防除を行います。 参考情報 「稲作技術指導指針」 （滋賀県 http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_sehi_kizyun/sig02.html） 「滋賀県病害虫情報」 （滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/）			

目 的 農薬の空容器や農業から排出される廃棄物の適正			
点検項目	82	☐	肥料袋、ビニールなどの農業から排出される廃棄物は、専門の廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。
	83	☐	農薬の空容器や使用期限切れの廃棄農薬は、専門の廃棄物処理業者に委託しましょう。
	84	☐	農業で排出される廃棄物は、農産物などと区分し決められた場所で分別保管しましょう。
	85	☐	農薬の空容器は、周辺環境を汚染したり農産物や包装資材と接触しないよう区分して保管しましょう。
	86	☐	農薬の空容器を保管する時は、容器に薬剤が残っていないか確認しましょう。
説 明 ○農業生産に伴い、農薬容器や肥料袋等の使用済みプラスチックが排出されますが、これらの焼却は法律で禁止されていますので、廃棄物処理業者への処理の依頼等により、適正に処理します。 ○やむを得ず残った期限切れの農薬についても、同様に廃棄物処理業者への処理の委託等により、適正に処理しましょう。			

目 的 環境と調和した農業の実践			
点検項目	87	☐	滋賀県環境こだわり農産物の認証を取得しましょう。
説 明 ○滋賀県では農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全を目指し、「環境こだわり農業」の実践を推進しています。 また、農薬や化学肥料の使用量を通常の 5 割以下に削減し、琵琶湖等の自然環境にやさしい栽培方法で作られた農作物を「環境こだわり農産物」として認証をされます。環境こだわり農業に取組むなど環境と調和の取れた農業を実践していきます。 環境こだわり農産物  農薬・化学肥料 通常の5割以下 びわ湖にやさしい 滋賀県認証 参考情報 「環境こだわり農業について」 (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/318645.html)			

(3) 労働安全の向上

目 的 労働者の安全性の確保			
点検項目	88	☐	体調が悪い時や酒気を帯びている時は、農作業に従事しない。
	89	☐	農薬散布、機械作業等、安全に作業を行うための適切な服装やマスク等の保護具を着用する。
	90	☐	日ごろから危険性のある作業内容、作業場、機械については、作業者の目に付くような危険表示をしましょう。
	91	☐	労働災害保険の加入資格を有する者は労働災害保険に加入する。又は、傷害共済等の任意保険に加入しましょう。
	92	☐	労働事故が発生した場合の対応手順を文書で作成し緊急事態の対応を訓練しましょう。
説 明 ○体調が悪い時や酒気を帯びている時は、農作業を行うべきではありません。農作業に従事する者は、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めるとともに、作業者の体調を勘案し、適宜休養をとったり、無理のない作業を行うことで、未然に事故を防ぎます。 ○農作業に際しては、各作業に適した服装や事故防止に必要な保護具を着用します。 ○安全な農作業を行うために、日頃から作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、事故が発生しやすい危険な箇所の周知徹底、改善を行い、転落・転倒など事故防止に努めます。 ○農作業の安全対策はもちろんですが、万一の被災に備えた補償も必要です。事故後の農業生産活動の維持・継続に向け保険に加入しましょう。 取組例 ●死亡やけがに備えた労働者災害補償保険への加入。 ●道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入。 ●事故により農業機械が破損した場合に備えた任意保険への加入。 「農作業安全対策」 (農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)			

目 的 農作業事故の防止			
点検項目	93	☐	機械の清掃・点検、ワラの除去等を行うときは、必ずエンジンを止める。
	94	☐	機械で圃場に入入りするときは、転倒を防止するため傾斜に対して直角の向きで出入りする。
	95	☐	トラクターには、安全キャブ・フレームが適切に取り付けられており、作業時はシートベルトを着用している。
	96	☐	トラクターで路上を走行する際は、ブレーキペダルを連結する。
	97	☐	コンバインは、運転席から見えない死角が多いため、進行方向の安全を十分確認し運転する。
	98	☐	早朝や夕暮れ時に自動車などから識別されるよう、低速車マークや反射板を取り付ける
	99	☐	作業時は、機械に巻き込まれにくい服装や安全防護用具（ヘルメット、防護メガネ等）を着用するなど、作業に適した服装で行う
	100	☐	刈払機を使用するときは、傾斜地では、バランスを崩しやすく、水分を含んだ草は滑りやすいため、十分に足場の安定を確認する。
説 明 ○農作業中の死亡事故は、毎年、全国で 350 件程度発生しています。 滋賀県においても毎年、約 40 件の農作業事故が発生し、死亡事故も後を絶たない状況です。 特に農機の操作中に起きる死亡事故が非常に多く、ちょっとした不注意や事故防止対策を講じていなかったことが原因であると報告されています。農機操作時の安全確認と事故予防対策を今一度しっかり行い、高い安全意識を持って作業を行いましょう 作業機械別のチェック項目 トラクター ☐機械の清掃・点検等を行うときは、必ずエンジンを止める。 ☐機械で圃場に入入りするときは、傾斜に対して直角の向きで出入りする。 ☐安全キャブ・フレームを適切にセットし、作業・走行時は、シートベルトを着用する。 ☐道路走行時は、左右のブレーキペダルを連結する。 コンバイン ☐点検整備・清掃作業中は、必ずエンジンを止める。 ☐手こぎ作業は、機械に巻き込まれにくい服装で十分注意して行う。 ☐機械で圃場に入入りするときは、傾斜に対して直角の向きで出入りする。 ☐運転席から見えない死角が多いため、進行方向の安全を十分確認し運転する。 刈払機 ☐草刈刃に絡んだ草を取り除く時は、エンジンを止めて行う。 ☐作業時には、動きやすい服装で、適した防護具を装着する。 (保護帽、保護メガネ、防振手袋、すね当て、滑りにくい靴等) ☐傾斜地では、バランスを崩しやすく、水分を含んだ草は滑りやすいため、十分に足場の安定を確認する。 参考情報 「農業機械・農業作業安全」 (滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/18469.html) 「農作業安全対策」 (農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)			

目 的 安全な農業機械の使用			
点検項目	101	☐	資格が必要な作業や機械の運転を行う作業者は必要な資格を現に有している。
	102	☐	農業機械を運転する前に、オイル漏れや燃料漏れ、ねじのゆるみなどがないか使用前点検を実施しましょう。
	103	☐	機械の取扱説明書を読み、機械の特性をよく理解した上で運転しましょう。
	104	☐	農業用施設や動力で使用する機械の管理は、次の項目を明記した台帳を作成し適正に保守点検しましょう。 ①取得年月、②施設名（機械名）、③規模・能力、④使用燃料、⑤点検整備年月日
説 明 ○農業者に従事する者は、日頃から安全意識を持って、農業機械等の日常点検を行い、異常がある場合は、調整又は修理を受ける等の処置を行いましょう。特に、安全装置や防護カバー等は入念に点検しましょう。 また、あわせて適正な管理を行うために、運転日誌、点検・整備日誌を作成しましょう。 ○農業機械は使用頻度が低く、使用方法を忘れがちです。農業機械を安全かつ、機能を十分に使いこなすためにも、使用する前には取扱説明書を読みましょう。 参考情報 「農業機械・農業作業安全」 (滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/18469.html) 「農作業安全対策」 (農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)			

目 的 安全な農薬の使用			
点検項目	105	☐	農薬散布の作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用しましょう。
	106	☐	着用した保護衣や保護具は着用後、他の服と分けて毎回洗浄しましょう。
	107	☐	破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しいものに交換しましょう。
	108	☐	保護衣や保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）は、農薬及び農産物と接触しないように換気のよい場所に保管しましょう。
説 明 ○農作業に際しては、農薬散布、機械作業、施設の補修など各作業に適した服装や事故防止に必要な保護具を着用します。また、農薬散布で着用した保護具は洗浄し、他のものとは別に保管しましょう。 参考情報 「農薬危害防止運動」 (農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html)			

(4) 人権保護

目 的

労働条件の提示

点検項目	109	☐	使用者は労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書で示しましょう。 ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること） ② 期限の定めがある契約の更新についてのきまり ③ 労働者がどこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容） ④ 仕事の時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間休日・休暇、交替制勤務のローテーション等） ⑤ 賃金はどのように支払われるのか（賃金の決定、計算と支払いの方法、締切と支払日の時期） ⑥ 労働者が辞めるときのきまり（退職に関すること（解雇の事由を含む））
------	-----	--------------------------	---

説 明

○労働者を雇用するとき

使用者と労働者の雇用関係は、労働契約を締結することによって始まります。**労働契約を結ぶに当たっては、使用者は労働者に対して、賃金、労働時間などの労働条件を必ず明示することが決められています。**

更に、特に重要な下記の6項目については、労働者にきちんと書面を交付しなければなりません。また、労働基準法に定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とされ、無効となった部分は、同法に定める基準が適用されます。

(労働基準法第 15 条)

①労働する期間

②期間が限定される場合には、雇用契約の更新に関する事項

③従事する業務内容と就業する場所

④労働する時間、休憩時間、休日

⑤賃金とその支払い方法および支払時期

⑥退職に関する事項 (雇用の解除に関する権利、解雇の条件等)

参考情報

「労働基準法関係」

(厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html)

目 的 労働条件の遵守			
点検項目	110	☐	労働者の労働時間、休日、休憩は法令に従っている。
	111	☐	労働者の賃金は、最低賃金を下回っていない。
	112	☐	深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金については法令に従っている。
	113	☐	労働者には、労働条件として提示されている条件に従った一定日に賃金を支払っている。
	114	☐	賃金から控除されるものは不当または過剰なものではない。
説 明 ○雇用契約、労働基準法をしっかりと遵守し、労働者を雇用しましょう。 労働者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令についてしっかりと把握し、遵守することが必要不可欠です。 参考情報 (滋賀労働局 https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/home.html)			

目 的 労働者の適切な管理			
点検項目	115	☐	労働者の名簿があり、個人情報を守秘義務を遵守して管理している。
	116	☐	名簿には氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。
	117	☐	使用者と労働者の間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。
説 明 ○個人情報の取り扱いについて 顧客情報と同じく従業員情報も個人情報に該当するため、「個人情報保護法」が適用されます。 下記の4つのルールを守った取り扱いに努めましょう。 ①取得・利用 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。 ②保管 漏えい等が生じないように、安全に管理・保管する。 ③提供 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。 ④開示請求等への対応 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。 参考情報 「個人情報保護法」 (個人情報保護委員会 https://www.ppc.go.jp/)			

(5) 農場経営管理

目的 圃場の位置・面積等の記録・保管			
点検項目	118	☐	ほ場の位置、面積等にかかる記録を作成し、適切な期間保存する。
説明 ○GAPに取り組む際の基礎的な情報として、対象となるほ場の位置、面積などに係る記録を作成し、台帳形式で保存しておきましょう。 参考情報 「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の策定について」 （農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/）			

目的 農業生産活動に関する情報の記録・保管			
点検項目	119	☐	農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、保存する。
説明 ○「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」では、農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項（①から⑤）を帳簿に記載するように努めなければならないとされています。 記載事項 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍数 また、肥料においても、「滋賀県食の安全・安心推進条例」においては、生産者が行う農林水産物（食品に限る）の生産に関する記録の作成および保存に努めるものとされています。よって、農薬、肥料の使用状況とあわせて、播種、定植、収穫の作業実施日時など農業生産活動に関する情報も記録し、保存しておきましょう。 参考情報 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」 （農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/attach/pdf/index-17.pdf） 「滋賀県食の安全・安心推進条例」 （滋賀県 https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000570.html）			

目的 農薬、肥料等の購入伝票の保存			
点検項目	120	☐	農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、保証書は、適切な期間保存する。
説明 ○農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票を残しておくことは、後の点検に役立てたり、他者からの説明の求めに対しての証明にもなり、税務申告上も必要となります。 肥料や農薬の使用状況など栽培履歴の記帳を行うとともに、購入伝票を保管しておきましょう。			

目的 出荷等に関する情報の記録・保存			
点検項目	121	☐	品名や出荷日、出荷量等、取引に関する内容を記録、保存する。
説明 ○「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」においては、米穀等の取引等の記録の作成、原則３年間の保存が義務づけられています。 但し、必要な事項が記載されていれば、伝票類でこれに替えることができる。 記載事項 ①品名 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤取引先名 ⑥搬入または搬出した場所 ⑦用途限定米穀については、その用途 全ての作物において、記録や帳簿類は、取引先からの情報提供の求めに対応できるよう必要な期間保存しましょう。 参考情報 「お米の流通に関する制度 米トレーサビリティ法の概要」 （農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html）			

目 的 特定の米穀についての保管・処理			
点検項目	122	☐	加工用米や新規需要米等は、明確に区分管理する。
説 明 ○「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及び同法に基づく省令」に基づき、米穀の出荷及び販売を行う生産者は、用途限定米穀（加工用米、飼料用米等）について、定められた用途以外の使用禁止と他の米穀との明確な区分管理を行わなければなりません。 保管の際は、用途ごとに別はいで保管し、用途がわかるようはい票せんによる掲示を行いましょう。 参考情報 食糧法「順守事項」 関連政省令 (農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/zyunsyu/index.html)			

目 的 農場の管理・運営			
点検項目	123	☐	農場や、資材管理、労務管理等の各部門の管理者（責任者）がわかる組織図をつくり、担当者を明確にしましょう。
説 明 ○農場を適正に管理・運営する体制が整備されており、管理者（責任者）を配置しましょう。 また、管理者とオペレーターとの責任分担が明確にされ、管理者は役割を理解し、オペレーターに対して効率的な連絡・指導ができる体制をとりましょう。			

令和6年産（水稻・麦・大豆）JA北びわこ適正農業規範（GAP）実践点検シート

判定	内 容
○	全てのほ場等で規範に基づく作業を実践している。
△	半数を超えるほ場等で規範に基づく作業を実践している。
×	規範に基づく作業を実践できていない。
改善事項	次年度に向けた改善事項及び実践できなかった原因を記入します。

目的	項目	点検項目				米	麦	大豆	改善事項
農 産 物 の 安 全 性 ・ 品 質 の 向 上	管理	1	JA の生産基準に基づき生産計画を作成する。 生産計画には、次の事項を明記する。 ①栽培責任者、②品目、③圃場、④面積、⑤農薬の使用計画、⑥肥料の使用計画、⑦作業計画、⑧収穫見込量、⑨環境配慮技術						
		2	農薬の使用計画には、次の事項を明記する。 ①農薬の商品名、②農薬の成分名と成分数、③使用時期、④使用目的、⑤希釈倍数又は使用量						
		3	肥料の使用計画には、次の事項を明記する。 ①肥料の名称、②窒素成分、③使用量、④窒素数量、⑤使用時期						
		4	農地の管理は、次の事項を明記した圃場台帳を作成し適正に管理する。 ①地名地番、②耕地面積、③作物名・品種名、④圃場位置図						
		5	播種、田植、防除、施肥、収穫、調整等の農産物の生産工程に直接関わる作業を他の者に委託する場合は、委託先の適正農業規範の実践を確認する。						
		6	適正農業規範で規定する記録・帳票類は、常に確認できる状態で5年間保管する。						
		7	肥料、農薬など購入資材の購入伝票を整理して保管する。						
		8	次の事項を明記した生産記録を作成する。 ①栽培責任者、②生産記録番号、③品目、④圃場、⑤面積、⑥農薬の使用記録、⑦肥料の使用記録、⑧作業記録、⑨収穫量、⑩環境配慮技術の実施日						
		9	農薬の使用後は、速やかに次の項目を明記した使用記録を作成する。 ①使用した年月日、②天候（風の様子）、③使用農薬名、④散布圃場、⑤散布量、⑥希釈倍数と使用量、⑦使用方法（散布器具名等）、⑧作物名						
		10	肥料の使用後は、速やかに次の事項を明記した使用記録を作成する。 ①施肥した場所、②施肥した日、③施肥した肥料の名称、④施肥量						
		11							

目的	項目	点検項目				米	麦	大豆	改善事項
農 産 物 の 安 全 性 ・ 品 質 の 向 上	管理	12	収穫した農産物は、次の事柄を記録し品質ごとに区分して収穫後に履歴が確認できる。 ①ロット番号、②品種・品目、③収穫日、④収穫量、⑤収穫した圃場、⑥生産記録番号（ロット番号）						
		13	調整した製品は、次の事柄を記録し区分して管理し出荷後に履歴が確認できる。 ①ロット番号、②品種・品目、③収穫ロット番号、④製品数量						
		14	種子を購入した場合は、種子の保証票を整理して保管する。						
		15	苗を購入した場合は、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数が記載された証明書を整理して保管する。						
	土壌	16	初めて農産物を栽培する圃場は、土壌分析を実施し安全性を確認している。						
		17	出穂前後 3 週間は水田に常時水を張り（常時湛水）管理する。						
	種苗	18	土壌酸度を適正に保つため土づくり肥料を施用する。						
		19	毎年使用する種子の全てを更新する。						
		20	種苗を取扱う場合は、袋などに品種名を明記した札と品種ごとに色や形態の違う袋や容器を使用する。						
		21	播種作業する際は、品種の違いが起きないよう 1 日 1 品種の播種作業となるよう計画する。						
	肥料	22	ビニールハウスや水田苗代に苗を並べるときは、品種名を明記した看板を設置し品種ごとに明確に区分する。						
		23	圃場に未処理の生活排水や生の人糞・家畜糞を使用していない。						
	農薬	24	普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書を入手する等により安全性を確認している。						
		25	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。						
		26	肥料を保管する場合は、農産物、種苗、包装資材、集積容器、農薬等と接触しないように区分し、水源を汚染しないところで保管する。						
		27	農薬を使用する前に、農林水産省の登録番号を確認する。						
	[O]全てのほ場等で実践、[△]過半のほ場等で実践、[×]実践出来ていない	28	農薬を使用する作業者は、栽培責任者の許可なく農薬を準備・使用しない。						
		29	農薬を使用する前には、次の事項をラベル等で確認してから使用する。 ①使用回数・総使用回数及び使用時期、②最終有効期限、③作物名、適用場所、 ④希釈倍数、散布量及び使用量						
		30	ノズル・ホース・接合部のチェック等をおこなない、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。						
		31	農薬散布器具が充分に洗浄されていることを確認している。						
		32	農薬は必要な量だけを調合し、調合した薬液は使いきるようにする。						
		33	農産物や環境を汚染する恐れのない場所で農薬を調合している。						
		34	農薬を調合する場合は、正確に計量できる器具を使用する。						

[O]全てのほ場等で実践、[△]過半のほ場等で実践、[×]実践出来ていない2 / 6

目的	項目	点検項目				米	麦	大豆	改善事項
農 産 物 の 安 全 性 ・ 品 質 の 向 上	農薬	35	農薬を希釈する場合は、平らな場所で水を計量して行う。						
		36	計量カップ等の調合器具は使用後 3 回以上水ですすぎ、すすいだ水をタンクに戻す。						
		37	液状の農薬空容器は、調合する際に水で空容器を 5 回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水として使用する。						
		38	残った薬液は決められた使用量の範囲内で散布むらの調整に使用する。						
	収穫	39	農薬散布機は使用後速やかに本体、ホース、ノズル、接合部、タンクを洗浄する。						
		40	農薬を保管する場合は、管理責任者を専任し強固で施錠できる専用の保管庫で保管する。						
		41	農薬の盗難、誤使用を防止するため、次の事項を明記した管理台帳を作成する。 ①農薬の商品名、②内容量、③入庫日、④最終有効年月、⑤使用した日、⑥使用量						
		42	農薬は、小分けせず購入したときの容器で保管する。						
		43	農薬がこぼれて流出しないよう農薬の内容量に合ったトレイに入れて保管する。						
		44	農薬が誤ってこぼれた場合を想定して、砂・ほうき・ちりとリ・ゴミ袋などを準備している。						
		45	開封した農薬は、中身がこぼれないようにきちんとふたをする。						
		46	最終有効年月を経過した農薬は、誤って使用しないよう、他の農薬と区分して保管する。						
	調整	47	収穫作業は適期に行い、品質や栽培方法の違うものは区分して収穫する。						
		48	収穫作業で品種が変わる場合は、コンバイン、乾燥機、貯留タンク等を掃除して異品種混入を防止する。						
		49	異品種混入防止のため、収穫や袋詰め作業は品種ごとに行い作業が完了するまでは次の品種を収穫しない。						
		50	収穫物を輸送する際に荷台に収穫物以外のものを積載する場合は、収穫物と接触しないよう区分する。						
		51	農産物を選別・包装する施設では、次の事項を満たしている。 ①包装資材を清潔に保管する。 ②作業終了後は速やかに掃除し、常に整理整頓する。 ③掃除用品や潤滑油は農産物と区分して保管されている。 ④動物や害虫の進入を防いでいる。 ⑤作業場内では、決められた場所以外で喫煙・飲食しない。						
		52	計量器が正確に計量することが出来るか、計量法の規定に従い定期検査を受検する。						
		53	品質や栽培方法の違うものは区分して調整作業を行い、区分して出荷する。						
		54	品種を間違えて袋詰めすることのないよう紙袋等の数量を記録し、品種が変わったら区分して保管する。						
		55	調整作業するときは、装身具（時計、指輪、ネックレス、ピアスなど）を外して作業する。						
		56	作業服のポケットには、タバコ、ライター、ボールペンなど物を入れて作業しない。						
		57	異物が製品に混入しないよう作業施設内や機械周辺を常に掃除する。						
		58	蛍光灯などの照明器具が破損し製品に混入しないよう、照明器具や機械の配置に配慮する。						
	[O]全てのほ場等で実践、[△]過半のほ場等で実践、[×]実践出来ていない								

[O]全てのほ場等で実践、[△]過半のほ場等で実践、[×]実践出来ていない3 / 6

目的	項目	点検項目				米	麦	大豆	改善事項
環境への配慮	調整	59	備品（工具や燃料、オイルなど）は、収穫物と区分して決められた位置に保管する。						
	品質	60	麦類の赤かび病の適期防除の実施と適期収穫の励行により汚染を低減する。						
		61	水田転作の畑作物の作付地を団地化し、排水対策を徹底する。						
	省CO2	62	稲わらなどの植物残渣の腐熟促進のため秋季にすき込む。						
		63	緑肥を利用し、化成肥料の利用を削減する。						
		64	灯油、軽油、ガソリン、電力などのエネルギー使用量を把握し使用エネルギーを節減する。						
		65	農業機械の運転は、作業負荷に応じた適正なエンジン回転数で作業する。						
		66	オイル、ベルト、チェーン、タイヤの空気圧など、機械を定期点検し整備する。						
	水	67	水田に入水する前にあぜ塗り、畦畔の補修、畦畔シートを設置し畦畔からの漏水を防止する。						
		68	代かき作業を行う際の入水は必要最小限の浅水で作業する。						
廃棄物		69	田植前に排水口を開放し強制的に落水しない。						
		70	水田の入水期間中は畦畔や排水口から漏水がないか確認する。						
	農薬	71	農薬を散布する前には、周辺作物を調査し収穫時期を確認する。						
		72	飛散リスクの高い農薬の使用を避けて粒剤、箱施用剤等の薬剤を使用する。						
		73	液剤を使用する場合は、飛散低減効果の高い散布機具を使用する。必要な場合は、緩衝地帯や暴風ネットなどを設ける。						
		74	圃場周辺の生産者や住民に、農薬散布の時期や散布方法等の情報を連絡する。						
		75	農薬の散布機を洗浄する時は、洗浄水が河川など周辺環境を汚染しないよう決められた場所で作業する。						
		76	農薬の散布機を洗浄した水は、農薬の使用量の範囲内で散布むらの調整、または自ら管理する場所で農産物や水源に危害がなく、作物を作付することのない場所へしみこませる。						
		77	水田で農薬を使用したときは 1 週間は止水し落水やかけ流しをしない。						
		78	斑点米カメムシ類対策として、出穂 2 ～ 3 週間前と出穂期に畦畔の草刈りを行う。						
管理		79	いもち病の発生源となる補植用余剰苗を早期に除去する。						
		80	病害虫の発生状況を確認し、農薬の使用と防除方法や適期を判断する。						
		81	病気に抵抗性を持つ品種や輪作体系を導入して栽培する。						
	廃棄物	82	肥料袋、ビニールなどの農薬から排出される廃棄物は、専門の廃棄物処理業者に委託する。						
		83	農薬の空容器や使用期限切れの廃棄農薬は、専門の廃棄物処理業者に委託する。						
		84	農薬で排出される廃棄物は、農産物などと区分し決められた場所で分別保管する。						
		85	農薬の空容器は、周辺環境を汚染したり農産物や包装資材と接触しないよう区分して保管する。						
		86	農薬の空容器を保管する時は、容器に薬剤が残っていないか確認する。						
	管理	87	滋賀県環境ごだわり農産物の認証を取得する。						

「○」全てのほ場等で実践、「△」過半のほ場等で実践、「×」実践来ていない

目的	項目	点検項目				米	麦	大豆	改善事項
労働安全の向上	管理	88	体調が悪い時や酒気を帯びている時は、農作業に従事しない。						
		89	農薬散布、機械作業等、安全に作業を行うための適切な服装やマスク等の保護具を着用する。						
		90	日ごろから危険性のある作業内容、作業場、機械については、作業者の目に付くような危険表示をする。						
		91	労働災害保険の加入資格を有する者は労働災害保険に加入する。又は、傷害共済等の任意保険に加入する。						
		92	労働事故が発生した場合の対応手順を文書で作成し緊急事態の対応を訓練する。						
		93	機械の清掃・点検、ワラの除去等を行うときは、必ずエンジンを止める						
		94	機械で圃場に入入りするときは、転倒を防止するため傾斜に対して直角の向きで出入りする。						
		95	トラクターには、安全キャブ・フレームが適切に取り付けられており、作業時はシートベルトを着用している。						
		96	トラクターで路上を走行する際は、ブレーキペダルを連結する。						
		97	コンバインは、運転席から見えない死角が多いため、進行方向の安全を十分確認し運転する。						
人権保護		98	早朝や夕暮れ時に自動車などから識別されるよう、低速車マークや反射板を取り付ける。						
		99	作業時は、機械に巻き込まれにくい服装や安全防護用具（ヘルメット、防護メガネ等）を着用するなど、作業に適した服装で行う。						
		100	刈払機を使用するときは、傾斜地では、バランスを崩しやすく、水分を含んだ草は滑りやすいため、十分に足場の安定を確認する。						
		101	資格が必要な作業や機械の運転を行う作業者は必要な資格を現に有している。						
		102	農業機械を運転する前に、オイル漏れや燃料漏れ、ねじのゆるみなどがないか使用前点検を実施する。						
		103	機械の取扱説明書を読み、機械の特性をよく理解した上で運転する。						
		104	農業用施設や動力で使用する機械の管理は、次の項目を明記した施設台帳を作成し適正に保守点検する。 ①取得年月、②施設名（機械名）、③規模・能力、④使用燃料、⑤点検整備年月日						
		105	農薬散布の作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用している。						
		106	着用した保護衣や保護具は着用後、他の服と分けて毎回洗浄する。						
		107	破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しいものに交換している。						
人権保護	管理	108	保護衣や保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）は、農薬及び農産物と接触しないように換気のよい場所に保管している。						
			使用者は労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書で示している。 ①従事する業務内容と就業する場所 ②労働する期間、期間が限定される場合には、雇用契約の更新に関する事項 ③労働する時間、休憩時間、休日 ④賃金とその支払い方法および支払時期 ⑤退職に関する事項（雇用の解除に関する権利、解雇の条件等）						
		109							

「○」全てのほ場等で実践、「△」過半のほ場等で実践、「×」実践来ていない

目的	項目	点検項目	米	麦	大豆	改善事項
人権保護	管理	110 労働者の労働時間、休日、休憩は法令に従っている。				
		111 労働者の賃金は、最低賃金を下回っていない。				
		112 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金については法令に従っている。				
		113 労働者には、労働条件として提示されている条件に従った一定期日に賃金を支払っている。				
		114 賃金から控除されるものは不当または過剰なものではない。				
		115 労働者の名簿があり、個人情報情報は守秘義務を遵守して管理している。				
		116 名簿には氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。				
		117 使用者と労働者の間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。				
農場経営管理	管理	118 ほ場の位置、面積等にかかる記録を作成し、適切な期間（5年間）保存する。				
		119 農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、適切な期間（5年間）保存する。				
		120 農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、保証書は、適切な期間（5年間）保存する。				
		121 品名や出荷日、出荷量等、出荷に関する情報を記録し、適切な期間（5年間）保存する。				
		122 加工用米や新規需要米等は、明確に区分管理する。				
		123 農場を適正に管理・運営する体制が整備されており、管理者を配置し、農場や資材管理、労務管理等の各部門の管理者がわかる組織図をつくり、担当者を明確にしている。				

「○」全てのほ場等で実践、「△」過半のほ場等で実践、「×」実践来ていない